

2019春闘スタート

国労水戸

国労水戸地方本部
水戸市中央1-1-11
ENYビル2F
029-221-4008
発行責任者 久保田重明
編集責任者 坂下 司

19春闘勝利へ

国労は第188回拡大中央委員会において定期昇給の完全実施と基準内賃金の4%相当額、12000円のベースアップを統一要求とした。3月5日、交通ビルにおいて国労中央総決起集会を開催した。満額回答を勝ち取るため全国から多くの組合員が集まった。水戸からは13名が参加した。

主催者、菊池委員長より、議員要請行動でJR北海道や四国、九州での自然災害等に対する安全・防災に向けた鉄道整備法やJR貨物の経営安定支援策の要請を行ってきた。5カ年ビジョン

を認識し全組合員で奮闘していくと挨拶した。「働き方改革法とこれからの課題について」、福田護弁護士から、1か月の超勤が100時間未満まで出来ると改正される。これまで100時間が過労死の基準であった。また労働者の選択なしで金銭による解雇が出来るようになる。

**職場の矛盾
仕事の不満
国労に結集し
みんなが相談 解決へ**



勝島一博平和フォーラム事務局長から「憲法改悪の動きと平和を希求する取り組み」として講演を受けた。松川書記長から春闘に向けた取り組みについて、生活改善、労働条件改善を職場、地域と連帯して取り組むと提起した。各エリア本部・貨物・青女家から決意表明を受け、団結がんばろうで閉会した。

36協定とは

労働基準法32条

1週の労働時間40時間、1日の労働時間は8時間が限度である。本条の労働時間を超えて労働させてはならない。

労働基準法36条

第32条の規定で定めるところによって労働時間を延長し、または休日に労働させることができる。(省略してます、どちらも条文は長いです)

上記の条文から一般の企業では8時間を超えて勤務する場合、超えた時間は残業時間として扱うのが基本です。労働時間を延長し、休日に労働させるには36協定が必要です。時間外勤務と休日勤務を実施する会社が労組などと書面を結び、労働基準監督署に届けることになる。

有効期限は最長1年とされている。

次年度は有効期限が切れる前に届ける必要があります。

つづく